

3

建設業法

1 建設業の許可

- 1) 2つ以上の都道府県の区域にまたがり、営業所(本店、支店等)を設けて営業しようとする者は国土交通大臣の1つの都道府県内にのみ営業所を設けて営業しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない。

表-13 許可の区分

許可の区分	区分の内容
都道府県知事許可	1つの都道府県の区域内にしか営業所を設置していない業者
国土交通大臣許可	2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設置している業者
例外(許可を必要としない者)	「軽微な建設工事」のみを請け負う業者

(注1) 「営業所」とは、本店・支店または常時、請負契約を締結する事務所のことをいう。

(注2) この許可区分は営業地域や施工場所を限定するものではなく、ある県の知事許可であっても、他の都道府県で営業活動を行ったり、工事を請負って施工することができる。

- 2) 建設業の許可は5年ごとに更新を受ける。

- 3) 建設業の許可は、一般建設業または特定建設業の区分に分けて行われる。従って、同時に両者の建設業ではあり得ない。特定建設業とは、発注者から直接請負う1件の建設工事が政令で定める金額以上(下表)となる下請け契約をして施工する建設業をいう。一般建設業とは、特定建設業以外の許可を受けた建設業を言う。

表-14 特定建設業と一般建設業の区分

許可の種類	区分の内容
一般建設業の許可	下請専門か、発注者から直接工事を請負った時でも4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)に満たない建設工事しか下請けに出さない建設業者が受ける許可
特定建設業の許可	発注者から直接工事を請負った際、4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)以上の工事を下請業者に施工させる業者が受ける許可

(注1) 特定建設業の許可業者であっても、下請負人として工事を請負うこと、全て自社施工することは差支えない。

(注2) 許可の例

① A社:

【条件1】C県内に本社と支店を2カ所、営業所を3カ所設置

【条件2】土木一式工事を発注者から直接請負う受注方式で、4,000万円以上の下請け契約を締結して施工することがある営業形態。

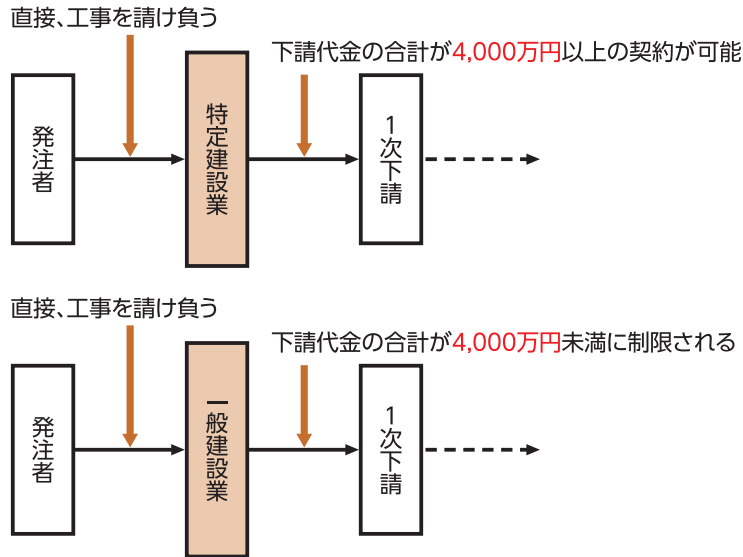
[許可業種と区分]⇒土木工事業・C県知事許可の特定建設業

② B社:

【条件1】D県内に本社を置き、E県内に支社、F県とG県内に営業所を1カ所ずつ設置。

【条件2】舗装工事の下請を専門とするが、発注者から直接工事を請負うこともあり、その場合でも下請代金を4,000万円未満とする下請契約を締結して施工しようとする営業形態。

【許可業種と区分】⇒舗装工事業・国土交通大臣の許可の一般建設業



(注1) 特定建設業と一般建設業の許可の基本的な違いは、発注者から直接請け負った工事における1次下請代金の制限の有無にある。

(注2) この下請代金の制限は、公共事業、民間事業にかかわらず適用される。

図-3 許可区分による1次下請代金の制限

4) 建設業の許可は、下表の29種類の工事種別ごとに区分して与えられる。なお、建設業のうち、総合的な施工技術を要する土木、電気、建築、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7つの工事業を指定建設業という

表-15 建設業の種類

①	土木一式工事 ※	⑧	電気工事	15	板金工事	22	電気通信工事
②	建築一式工事	⑨	管工事	16	ガラス工事	⑳	造園工事
3	大工工事	10	タイル・レンガ・ブロック工事	17	塗装工事 ※	24	さく井工事
4	左官工事	⑪	鋼構造物工事 ※	18	防水工事	25	建具工事
5	とび・土木・コンクリート工事 ※	12	鉄筋工事	19	内装仕上工事	26	水道施設工事 ※
6	石工事 ※	⑬	舗装工事 ※	20	機械器具設備工事	27	消防施設工事
7	屋根工事	14	浚渫工事 ※	21	熱絶縁工事	28	清掃施設工事
						29	解体工事

(注) ※土木工事関係8業種(○印:指定建設業)

5) 建設業の許可基準は、下表に示すとおり。

表-16 建設業の許可基準

	一般建設業(7条)	指定建設業(15条) (指定建設業以外)	指定建設業(15条) (指定建設業)
①経營業務の管理責任者の設置	常勤役員等の中の1人が許可を受けようとする建設業に関し5年(その他建設業に関し6年)以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者等であること		
②営業所ごとの専任技術者の設置	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し以下の要件を満たす技術者を営業所ごとに置いていること。		
	① 許可を受けようとする建設工事に係る建設工事に関し ・高校卒業後5年以上 ・大学又は高専卒業後3年以上 ・それ以外・10年以上の実務経験を有する者 ② 国土交通大臣が①と同等と認めた者	① 国土交通大臣が指定する国家資格者 ② 左記の①又は②の要件を満たす者で、元請として諸負金額が4,500万円以上の工事に関し2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ③ 国土交通大臣が①又は②と同等と認めた者	① 国土交通大臣が指定する国家資格者 ② 国土交通大臣が①と同等と認めた者
③誠実性	役員等が請負契約に関して不電気通信工事者または、不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと		
④財産的基礎	請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。	発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有していること。	

6) 建設業の許可を受けなくても営業できる**軽微な工事**は、次のとおり。

- ① 工事1件の請負代金が1,500万円未満の建築一式工事
- ② 延べ面積150m²未満の木造住宅工事
- ③ 工事1件の請負代金が500万円未満の建築工事一式以外の建設工事

2 主任技術者・監理技術者

1) 特定建設業とは、発注者(他の者から請負ったものを除く建設工事の注文者)から直接請負う1件の建設工事を、その工事の全部または一部を**4,000万円**以上(建築工事は**6,000万円**以上)の下請契約(2つ以上の下請契約がある時はその総額)を締結して施工する許可を受けた建設業を言う。

指定建設業に係わる**監理技術者**は、1級土木施工管理技士等の国家資格者に限定される。また、発注者が国、地方公共団体等のとき、監理技術者は「**監理技術者資格証**」(国家資格者または有資格者で、国土交通大臣の指定講習会受講済みの者、国土交通大臣交付、5年更新)を交付されている者から選任し、発注者の請求により資格者証を提示しなければならない。

2) 指定建設業者は、当該工事の施工にあたるすべての下請業者を監督し、工事を管理

する必要から**施工体制台帳**(下請・孫請などその工事に係わる業社名、その工事内容・工期等を書いたもの)を作成し、**施工体系図**(各下請の施工分担関係を表示した図)を現場に掲示しなければならない。

- 3) 土木一式工事、建築一式工事を営むものは、一式外の工事、附帯工事を行う場合、当該工事の技術上の監理をつかさどる**専門技術者**(実務経験：主任技術者と同じ)を置いて自ら施工するか、専門工事業者に施工させなければならない。

表-17 技術者の設置を必要とする工事

区分	建設工事の内容	選任を要する工事
主任技術者を設置する建設工事現場	① 下請の工事現場 ② 下請に出す金額が合計で 4,000万円 (建築一式工事 6,000万円)未満の建設工事現場 ③ 土木一式工事、建築一式工事について、一式工事を構成する各工事(例えば、大工、とび、土工、管、電気、左官工事等)を施工する際は、各工事ごとの主任技術者 ④ 附帯工事を施工する際の、附帯工事の主任技術者	国、地方公共団体の発注する工事、学校、マンション等で人の出入りの多い工事で 3,500万円 (建築一式については 7,000万円)以上の工事
監理技術者を設置する工事現場	元請工事で、合計 4,000万円 (建築一式工事 6,000万円)以上の工事を下請に出す工事現場(29業種対象)	同上
監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を設置しなければならない工事現場	国、地方公共団体、公共法人等が発注する建設工事で、監理技術者の設置を義務づけられている工事現場	同上

- 4) **請負契約の原則**：請負契約は、当事者間の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結するものとし、誠実にこれを履行しなければならない。

- 5) 請負契約の内容のうち、工事内容・請負代金の額・請負代金の全部または一部の前金支払時期・方法、出来高部分に対する支払方法、工事着手及び工事完成の時期、天災等の不可抗力による損害の算定方法、検査・引渡しの方法、紛争の解決方法等に関しては、書面により明示しなければならない。

6) **特定建設業者の下請代金の支払期日等**：

- ① 特定建設業者が注文者となった下請契約について、完成物件の引渡し申し出があったときは、その日から50日以内の日を下請代金支払日とする。
- ② 特定建設業者が注文者となった下請契約について、下請代金の支払期日が定められなかった場合、完成物件の引渡し日から50日目が支払期日とする。
- ③ 一般の金融機関では割引けないような手形に夜支払いを禁止する。
- ④ 特定建設業者が50日以内に支払いをしなかったときには、50日を経過した日から遅延利息を支払わなければならない。

県発注の土木工事なので「公共性のある工作物に関する重要な工事」に該当し、元請、下請にかかわらず、請負金額が**3,500万円**以上であれば、監理技術者、主任技術者を専任で配置しなければならない。

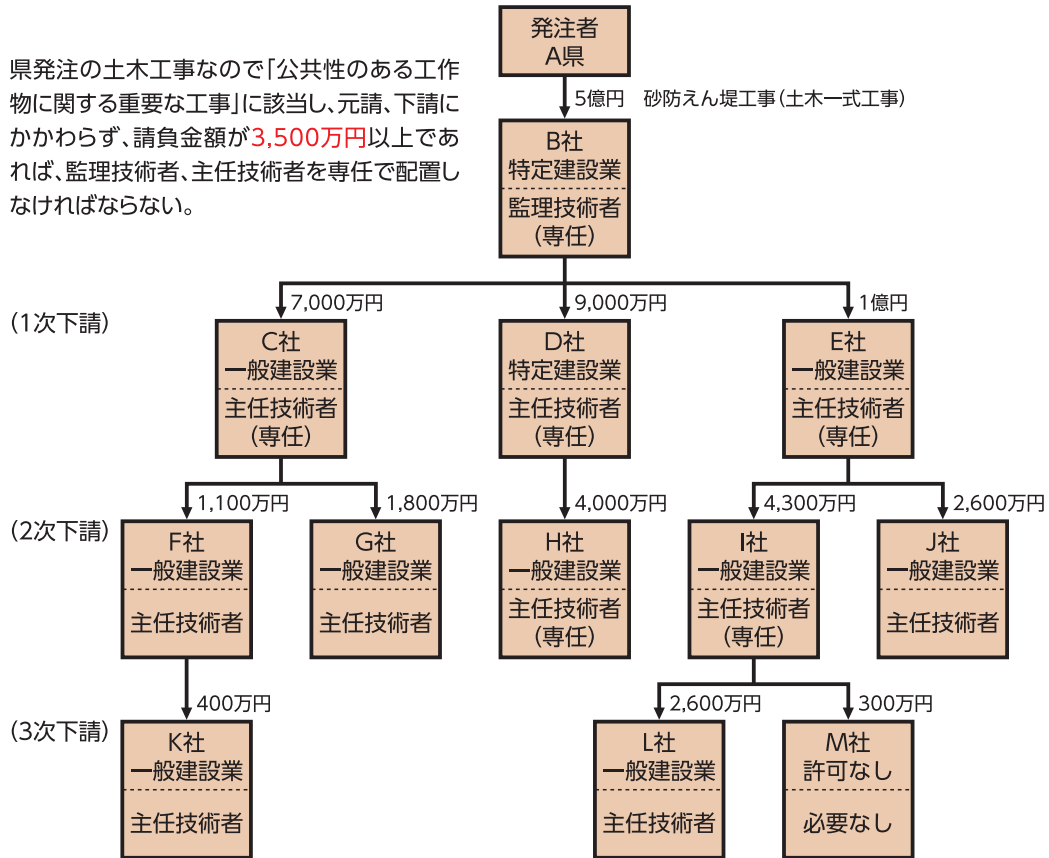


図-4 技術者の配置例

3 施工体制台帳および施工体系図の作成等

建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請負った特定建設業者が、直接の契約関係にあたる下請業者のみならず、当該工事の施工に当る全ての建設業者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要である。このため、公共工事、民間工事にかかわらず、特定建設業者は、発注者から直接請負った建設工事のうち、下請契約の総額が**4,000万円**(建築一式工事にあつては下請契約の総額が**6,000万円**)以上のものについては施工体制台帳と施工体系図の作成等を行わなければならない。

施工体制台帳は、下請負人(2次、3次下請け等を含め、当該工事の施工に当る全ての下請負人をいう)の名称、当該下請負人に係わる建設工事の内容および工期等を記載したもので、現場ごとに備え置かなければならない。

また、下請負人は、自らが他の建設業者から請け負った建設工事を別の建設業者に請負させたときは、再下請通知を元請である特定建設業者に行わなければならない。さらに、元請である特定建設業者は、各下請負人の施工分担関係等が分かるよう、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。なお、当該建設工事の発注者から請求があった時には、当該建設工事の施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

表-18 施工体制台帳と施工体系図の要領

<p>1. 施工体制台帳と施工体系図は、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が作成しなければならない。→この場合の特定建設業者を作成特定建設業者という。</p>
<p>2. 施工体制台帳の主な記載事項・添付書類・取扱い</p> <p>(1) 主な記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作成特定建設業者の許可業種 ② 工事名・内容・工期・発注者名 ③ 監理技術者の氏名・監理技術者の資格・専任か否か ④ 全下請負人の名称・許可業種 ⑤ 全下請工事の名称・内容・工期 ⑥ 全下請工事の主任技術者・主任技術者の資格・専任か否か <hr/> <p>(2) 主な添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発注者との請負契約書の写し ② 下請工事の請負契約書の写し ③ 監理技術者資格者証の写し・恒常的雇用を証明する書類 <hr/> <p>(3) 取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事目的物の引渡し日まで現場に据え置き、発注者はこれを閲覧できる。 ② 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。 ③ 公共事業の受注者は、発注者から現場に配置している監理技術者・主任技術者等の施工技術者が施工体制台帳の記載と合致しているかどうか点検を求められた場合は拒否できない。 ④ 記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更(公共工事の場合は変更した台帳の写しを提出)する。
<p>3. 施工体系図の表示事項・取扱い</p> <p>(1) 全下請負人の施工の分担関係がわかるように系統的に表示する。</p> <hr/> <p>(2) 表示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 作成特定建設業者の名称・工事名・発注者名・監理技術者の氏名 ② 全下請負人の名称・工事内容・工期・主任技術者の氏名 <hr/> <p>(3) 取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事目的物の引渡しの日まで現場の見やすい場所に掲示。 ② 公共工事の場合は、「工事関係者の見やすい場所」および「公衆の見やすい場所」と掲示場所が具体的に示されている。 <hr/> <p>(4) 下請負人等に変更が生じたときは、速やかに変更して表示する。</p>

(法第24条の7、則第14条の2、則第14条の5、則第14条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第1項～第3項)

過去問題

技術者制度に関する次の記述のうち、建設業法令上、正しいものはどれか。

1. 公共性のある重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施行する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。
2. 国又は地方公共団体が発注者である施設又は工作物に関する建設工事を施工しようとする者は、請負代金の額にかかわらず、専任の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置しなければならない。
3. 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事に関する下請契約の締結を行わなければならない。
4. 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、専任の監理技術者を工事現場に配置しなければならない。

解答と解説

正解 1

- 監理技術者は、1つの現場の専任が義務付けられているが、主任技術者は、2つ以上の関係のある建物を兼任して管理することができる。よって正しい。

過去問題

元請負人の果たすべき義務に関する次の記述のうち、建設業法上、誤っているものはどれか。ただし、元請負人は発注者から直接土木工事を請け負った特定建設業者とし、下請負人は資本金額4,000万円未満の一般建設業の者とする。

1. 下請代金の支払期日は、下請負人の建設工事の完成を確認した後、当該工事の目的物の引き渡しの申出を行った日、あるいは特約がある場合はその定める一定の日から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。
2. 下請代金の支払いについては、その支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
3. 請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目等、元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。
4. 下請負人からその建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から30日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

解答と解説

正解 4

× 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。(同法第24条の4第1項)したがって、誤っている。

過去問題

建設業法上、建設工事の請負契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。
2. 請負契約の当事者は、請負契約の内容で工事内容など契約書に記載されている事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
3. 注文者は、建設工事の請負契約を締結する以前、又は入札を行う以前に、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期等についてできる限り具体的な内容を提示しなければならない。
4. 注文者は、請負契約を締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させてその利益を害してはならない。

解答と解説

正解 3

× 同法第19条第1項において、「建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期(以下省略)」と定められている。

過去問題

建設業法上、技術者制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 国又は地方公共団体が発注した土木一式工事を、**3,500万円**以上の請負代金額で請け負った者は、その現場に専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。
2. 発注者から直接土木一式工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の総額が2,000万円以上の場合、工事現場に監理技術者を置かなければならない。
3. 監理技術者は、工事現場における専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、その日の前3年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならない。
4. 主任技術者は、建設工事の施工計画の作成などの技術上の管理及び下請負人との契約の締結を行わなければならない。

解答と解説

正解 1

○ 建設業法施行令第27条(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)において、「法第26条第3項(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。)の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事(工事1件の請負代金の額が**3,500万円**(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、**7,000万円**)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事(以下省略)」と定められている。